平成２６年（フ）第７５６８号
神奈川県川崎市多摩区寺尾台１丁目18―19―201
破産者　大和田　茂
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６１６号
神奈川県横浜市港北区綱島東５―13―９　第１イーストプラザ201、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市港北区箕輪町２丁目19番１―404号
破産者　株式会社キャドシステム・ソリューションズ
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２３５号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目32―28　メゾン　ミワＢ棟102
破産者　滝澤　真一
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３８４号
東京都大田区大森南３丁目７―３
破産者　伊東　靖浩
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５０３号
埼玉県草加市神明２丁目１―35
破産者　畠山　英晃
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５０４号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢南１丁目40―２
破産者　蛭田　治彦
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５０５号
東京都板橋区成増３丁目34―13―101
破産者　海藤　藤子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５０８号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４―23―201
破産者　塩屋　　豊
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５０９号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４―23―201
破産者　塩屋　秀子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５９１号
東京都西東京市南町１丁目５―９―701
破産者　高橋　綾子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６５６号
東京都足立区青井３丁目10―２―104
破産者　大塚　雅昭
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６６９号
東京都荒川区荒川３丁目76―７―106
破産者　小松　順子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６７４号
東京都八王子市犬目町1250―５
破産者　井上　　斉
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６８３号
千葉県八千代市村上1113―１　１街区28棟502号
破産者　高橋　成彰
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６８４号
東京都足立区大谷田１丁目25―１―203
破産者　山下マリビィックソーサこと　ヤマシタ　マリビィック　ソーサ
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７０２号
東京都足立区島根４丁目11―８
破産者　中西　英雄
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７０３号
東京都江戸川区松島１丁目29―11―103
破産者　塚原　裕子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７７８号
東京都江東区南砂３丁目８―16
破産者　三浦　稔明
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７７９号
東京都港区赤坂８丁目13―19―110
破産者　渡邊　雅之
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７８５号
千葉県浦安市海楽２丁目６―８―102
破産者　伊藤　錬一
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７８６号
東京都小金井市梶野町４丁目12―７
破産者　清都　　稔
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７８８号
東京都足立区島根４丁目11―８
破産者　金沢　千敏
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部